

令和7年度

定期監査報告書

只見町監査委員

1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 吉津 文裕

只見町監査委員 鈴木 好行

2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3. 監査の期間

令和7年10月21日、22日、24日の3日間

4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和7年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、担当課長から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

6. 監査対象

本年度の監査は、令和7年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

1) 令和7年度主要事業の執行状況について

2) 歳出予算の執行状況について

7. 定期監査の結果

1) 総評

令和7年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額7,230,889千円（繰越含む）に対して、収入済額2,982,057千円、対予算収入率は41.24%で対前年度比2.43ポイント減である。なお、普通交付税2,947,042千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は50.35%で、前年度比0.02ポイント減であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

2) 意見

- ・ 第八次只見町振興計画について

「第八次只見町振興計画(案)」を策定し、令和8年度以降に向けてスタートする。今年度中に議会や町民と協議・検討し、実効性のある計画書となることを望む。同時に「令和8、9年度実施計画書」では「第七次只見町振興計画」における効果・検証を踏まえ、実現性の高い計画書とすること。

- ・ 只見駅前複合施設について

只見駅前複合施設の実施計画において、予算は確保したものの議会への説明不足から理解が得られず、依然として執行に至っていない。予算執行において相互理解が必要なため、協議を続けること。

- ・ 医療・介護について

「福祉の里検討会」の開催状況、現状での問題点の説明により、休日の看取り体制や、人材の確保等に苦慮していることが確認された。

「八十里越え」開通後は、旧下田村の「かもしか病院」との医療連携も可能になることから、開通前に相互協定を整え、町民の安心を確保すること。

- ・ 収入未済額について

収入未済額について、一部徴収に応じていない事例が見受けられた。
徴収に際しては地方自治法施行令第171条等の規定を順守し、不納欠損を減らすよう努めること。